志摩市空き家バンク制度登録申込の手順

(空き家を売りたい、貸したい方)

【対象となる空き家】

• 市内に存する建物及びその敷地で、居住を目的として建築され、現在居住していない (近く居住しなくなる予定のものも含みます。)が登録対象となります。

登録できない物件

- ○老朽化が激しい物件
- ○大規模な修繕が必要な物件
- ○法令の制限等により売買又は賃貸借することが適さない物件
- 〇既に民間業者による斡旋を行っている物件

 等

【登録ができる方】

・対象となる空き家の所有者、その他の権利によりその空き家の売買や賃貸を行うこと ができる方

【登録期間】

• 3年間

【手続きの流れ】 (交渉・契約を媒介業者にお願いする間接型の場合)

1. 登録申込

① 志摩市ホームページから次の様式をダウンロード・印刷し、必要事項を記入し、提出してください。

志摩市ホームページから、様式のダウンロードができない方は、市役所までご連絡 ください。様式をお送りします。

【提出頂くもの】

- 「空き家バンク」登録申込書(様式第1号)
- ・空き家バンク登録カード(様式第2号)
- •誓約書(登録申込者用)(様式第3号)
- 所有者の身分証明書の写し

※事前に登録していただけるかどうか、物件の確認を行う場合があります。

② ①の申請書類は、市役所(営繕室)に直接お持ちいただくか、又は郵送してくださ 、い。

2. 現地確認

- ① 所有者と市役所が立ち会い、物件の現地確認を行います。
- ② 現地では、登録カードの記載内容の確認、物件の写真撮影(外見・室内)、周辺状況・間取りの確認等を行います。

3. 媒介業者決定 ——

- ① 登録カードを志摩市と協定を結んでいる不動産協会に情報提供し、媒介業者の募集を行います。
- ② 所有者が媒介業者を選定し、媒介契約書を結んでいただきます。
 - ※媒介業者の応募が無かった場合、空き家バンクに登録していただけない場合があります。

4. 登録完了

- ① 申請書類の確認及び現地調査の結果、登録を認められた場合、市役所から「空き 家バンク」登録完了通知書(様式第4号)を通知します。
 - ※確認後、調査の結果、登録は適当でないと判断された場合、市役所からその旨 連絡をします。



5. ホームページ等掲載

- ① 市役所で物件情報を閲覧できるよう台帳作成
- ② 志摩市ホームページ、三重県ホームページに掲載
 - ※②による公開情報は、物件の基本情報のみで、空き家バンク利用希望者以外でも閲覧・照会可能です。所有者等の情報のほか詳細については、別途空き家バンク利用希望者のみに情報提供をします。

6. 物件の見学、交渉、契約

- ① 利用希望者から物件の見学、交渉の申出があった場合、市役所から所有者にその 旨の連絡をいたします。
- ② 物件の見学、交渉等の承諾をいただいた後に、利用希望者に所有者の氏名、連絡 先をお教えします。
- ③ 所有者(都合が合えば)、媒介業者、市役所、利用希望者で物件の見学を行います。
- ④ 物件の見学後の、交渉、契約等は、媒介業者が入りますので、当事者間で行っていただきます。その後は次の書類を直接、又は郵送で市役所に提出してください。

【提出頂くもの】

交渉結果報告書(様式第10号)

次ページも必ずお読みください。

【注意事項】

◎当市は、空き家等の情報提供や空き家バンク登録等に係る連絡調整は行いますが、 所有者と利用希望者間で行う物件の売買・賃貸に関する交渉、及び契約等に関する 仲介行為には一切関与しません。

また、契約などに関するトラブルにつきましても、責任をもって当事者間で解決 をお願いします。

※トラブルを防ぐためにも媒介業者が入る間接型での契約をお願いしています。

◎空き家バンク登録物件について

空き家バンクに登録することのできる物件は、民間業者(不動産業者等)による紹介や斡旋をおこなっていない物件に限ります。

空き家バンク制度を通じて、売買や賃貸契約を行おうとする場合には契約前までに、 空き家に係る抵当権、地上権及び財産権に関する事項について申請者の責任において 解決を行ってください。

◎登録内容の変更

改修やその他の理由により、空き家物件の登録内容に変更があった場合は、速やかに「空き家バンク」登録変更届書(様式第5号)を市役所まで提出してください。

◎物件登録の取消

物件登録を取消ししたい場合は、「空き家バンク」登録取消願書(様式第6号)を市役所まで提出してください。

◎物件登録の更新

登録期間は、登録日から3年間です。

登録の更新を希望する場合は、改めて「空き家バンク」登録申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、市役所に直接お持ちいただくか、又は郵送してください。

なお、登録事項等に変更がある場合は、改めて空き家バンク登録カード(様式第2号)の提出をお願いします。

※ご不明な点やご相談がありましたら下記までお問い合わせください。 志摩市阿児町鵜方3098番地22 志摩市役所建設部営繕室

> TEL 0599-44-0306 FAX 0599-44-5262

Mail: eizen@city.shima.lg.ip